

## 別表2 課税標準の特例対象施設

### 参考条文等凡例

法	地方税法
令	地方税法施行令
規	地方税法施行規則
法附	地方税法本法附則
令附	地方税法施行令附則
規附	地方税法施行規則附則

条、項、号は算用数字で表示し、項には数字を○、号は（ ）で囲んで表示しています。

別表2 課税標準の特例対象施設（地方税法第701条の41）

番号	対象	要件等	適用		根拠法令	具体例
			資産割	従業者割		
1	協同組合等	法人税法第2条第7号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	法701の41 ①表(1)	農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫、労働金庫、商工組合、消費生活協同組合等（法人税法 別表第3に掲げる法人）
2	各種学校等	学校教育法第124条の専修学校又は同法第134条第1項の各種学校において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	法701の41 ①表(2)	経理専門学校、料理学校、美容・理容学校、洋裁・和裁学校（学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置するものは非課税）
3	公害防止施設	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設(4に該当するものを除く)	3/4	—	法701の41 ①表(3) 令56の53 規則24の11	【注1】
4	産業廃棄物等処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可又は認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業、その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する事務所以外の施設	3/4	1/2	法701の41 ①表(4) 令56の53の2	【注2】
5	家畜市場	家畜取引法に規定する家畜市場	3/4	—	法701の41 ①表(5)	
6	生鮮食料品価格安定用施設	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で特定のものの	3/4	—	法701の41 ①表(6) 令56の54 規24の12	国、地方公共団体の補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは、沖縄振興開発金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設
7	醸造業の製造用施設	みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で特定のものの	3/4	—	法701の41 ①表(7) 令56の56	包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設
8	木材市場・木材保管施設	木材取引のための市場で特定のものの又は製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で特定のものの	3/4	—	法701の41 ①表(8) 令56の57 規24の14	市場…木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるものの保管施設…専ら木材の保管の用に供される施設
9	ホテル・旅館用施設	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設（ただし風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供するものを除く）	1/2	—	法701の41 ①表(9) 令56の60 規24の19	客室、食堂(専ら宿泊客の利用に供する施設に限る)、広間(主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く)、ロビー、浴室、厨房、機械室、玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、エレベーター、リネン室、ランドリー室（地方税法第701条の34第4項に規定する非課税施設を除く）
10	倉庫業者の倉庫	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	—	法701の41 ①表(14)	倉庫業法第3条の規定により登録を受けて倉庫業を営む者(倉庫業者)が使用する倉庫
11	タクシー事業用施設	道路運送法第3条第1号ハに掲げるタクシー事業の用に供する施設で特定のものの	1/2	1/2	法701の41 ①表(15) 令56の63	営業所、車庫、点検施設、給油施設、洗車施設、整備工場、資材部品倉庫等事務所以外の施設
12	流通業務地区内の上屋、店舗等	流通業務地区内に設置される施設で特定のものの	1/2	1/2	法701の41 ①表(17)	トラックターミナル、鉄道の貨物駅、倉庫、上屋、荷捌き場等

別表2 課税標準の特例対象施設（地方税法第701条の41）

番号	対象	要件等	適用		根拠法令	具体例
			資産割	従業者割		
13	流通業務地区内の倉庫業者の倉庫	流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	3/4	1/2	法701の41 ①表(18)	
14	特定信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	法701の41 ①表(19) 令56の66 規24の21	信書郵便の引受け及び配達の用に供する施設、信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設
15	心身障害者多数雇用事業所	心身障害者を多数雇用する事業所	1/2	—	法701の41 ② 令56の68 規24の22	雇用する心身障害者の数が一定人以上であり、かつ、労働者に占める心身障害者の割合が2分の1以上である事業所（障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給に係る施設又は設備に係るものに限る）
16	特定農産加工事業用施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設	1/4	—	法附33⑤ 令附16の2の8⑥ 規附12の3③	※適用期限がありますのでご注意ください。 令和10年3月31日までに経営改善措置等に関する計画の承認を受けたもの。  ・適用期間の制限 法人…計画の承認を受けた日から5年経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで特例を適用。 個人…計画の承認を受けた日から5年経過する日以後に最初に終了する年分まで特例を適用。
17	特定事業所内保育施設	平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が、児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする同法59条の2第1項に規定する施設のうち、当該政府の補助（運営費）に係るもの（特定事業所内保育施設）に係る事業所等において行う事業	3/4	3/4		※令和7年度税制改正により、特例措置は廃止となりました。 なお、経過措置として、対象期間において政府の補助を受けており、令和7年4月1日以降も継続して政府の補助を受けている場合は、補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで特例の対象となります。

【注1】 公害防止施設とは以下のようなものをいいます。

(1) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設
(2) 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される揮発性有機化合物の排出抑制に資する施設
(3) 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出、飛散する同項に規定する指定物質の排出、飛散の抑制施設
(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設
(5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設(同法第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設を除く)
(6) ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し又は排出されるダイオキシン類の処理施設

【注2】 産業廃棄物等処理施設とは以下のようなものをいいます。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設
(2) 広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設
(3) 浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設
(4) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設